

軽井沢町水道指定給水装置工事事業者のみなさまへ

軽井沢町上下水道課より大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になりました。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※水道法（以下「法」という。）改正前（令和元年10月1日以前）に指定を受けている工事事業者の皆様は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10. 4. 1～H11. 3. 31	令和2年9月29日まで
H11. 4. 1～H15. 3. 31	令和3年9月29日まで
H15. 4. 1～H19. 3. 31	令和4年9月29日まで
H19. 4. 1～H25. 3. 31	令和5年9月29日まで
H25. 4. 1～R1. 9. 30	令和6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、郵送にて通知をします。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は**法第25条の3(指定の基準)**を準用

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

(参考)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※法第25条の8及び法施行規則第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- i. 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii. 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

○上記4項目の確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は証明不用
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

●更新に必要な書類

※法第25条の2を準用

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）
- ・指定更新手数料
1件につき **10,000円**（非課税）
- ・令和元年10月1日以前に指定を受けた際に交付された**指定給水工事事業者証**
- ・**指定更新時確認書**

お問い合わせ

軽井沢町上下水道課水道施設係

TEL 0267-45-8657